

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

独立行政法人水資源機構  
関西・吉野川支社長 三戸 雅文

### 1. 目的

この参考見積の依頼は、関西・吉野川支社淀川本部中津川管理室で発注予定の「正蓮寺川利水施設管理等業務」の積算の参考とするためのものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における令和 5・6・7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な作業員（技術者）、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2)提出期間 令和 7 年 1 0 月 6 日(月) から令和 7 年 1 0 月 3 0 日(水) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前 9 時から午後 5 時まで

#### (3) 提 出 先

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長 三戸 雅文 宛  
【担当】関西・吉野川支社 淀川本部 中津川管理室 山下（多）  
〒554-0001 大阪府大阪市此花区高見 1 丁目 10 番 46 号  
TEL 06-6462-7701 FAX 06-6462-1099

#### (4) 提出方法

書面は持参、郵送又は F A X（社印があること）により提出するものとします。

### 4. 参考見積内容

#### (1)業務内容

中津川管理室、高見機場、電気設備室に設置された消防用設備を対象として、消防法に基づき 1 年間に機器点検を 1 回、機器点検＋総合点検を 1 回実施するものです。

##### ①自動火災報知設備点検

（受信機 2 台、差動式スポット型感知器 2 7 個、定温式スポット型感知器 7 個、煙式感知器 4 1 個、発信機 7 台、ベル 7 個、表示灯 7 個、電源装置 2 式）

##### ②消火器具

（A B C 粉末小型 3 7 本、A B C 粉末 50 型 2 台）

##### ③誘導灯設備点検（誘導灯器具 9 基、電源装置 1 式、階段通路灯 4 基）

④点検報告書作成

(2)業務場所

大阪市此花区高見1丁目10番46号

(3)見積有効期限：令和8年3月末まで

(4)業務作業項目、作業内容

| 名 称    | 規格            | 単位 | 数量 | 備 考                                          |
|--------|---------------|----|----|----------------------------------------------|
| 消防設備点検 | 機器点検＋<br>総合点検 | 回  | 1  | ①自動火災報知設備点検<br>②消火器具<br>③誘導灯設備点検<br>④点検報告書作成 |
| 消防設備点検 | 総合点検          | 回  | 1  | ①自動火災報知設備点検<br>②消火器具<br>③誘導灯設備点検<br>④点検報告書作成 |

(5)業務費の構成と歩掛見積徴収範囲

①本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料」（以下「基準書」という。）によるものとします。

②歩掛参考見積徴収範囲は基準書で定義されている直接労務費のうち、上記（4）「業務作業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者等、資機材の人数等を徴収します。

作業員の区分は、国土交通省が公表している令和7年度電気通信関係技術者等単価によるものとします。

参考      点検技術者    38,600円  
             点検技術員    29,700円

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1)提出期間：令和7年10月 6日(月) から令和7年10月17日(金) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2)提出場所：1. (3)に同じ。

(3)提出方法：1. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1)閲覧期間：令和7年10月27日(金) から令和7年10月29日(水) まで

(2)閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。